

2020年4月23日

団体会員に所属の皆様へ

中央労働金庫

## 新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴う 組合員の生活支援に向けた「緊急生活応援ローン」のご案内

平素は〈中央ろうきん〉をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、当金庫では新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少等が発生した会員組合員の皆さまへ「緊急生活応援ローン」を通じて生活支援を行っております。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、当面の生活資金が必要な場合は、当金庫お取引店までご相談いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 緊急生活応援ローンの制度概要

項目	商品概要
貸出対象者	本商品の取扱いについて <u>協定書を締結いただいた団体会員*</u> の構成員の方 ※当金庫の取引資格を満たす方
ご利用限度額	100万円以内 ※雇用形態や審査内容によってご融資限度額が異なる場合がございます。
ご融資期間	10年以内 ※2年以内の元金返済据置を含む
資金用途	勤務先企業の事情による賃金・一時金の切り下げ（賃金カット）もしくは賃金遅欠配、または <u>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等</u> が発生したことによる当面の生活資金。 ※事業性資金、投機目的資金、負債整理資金、賃貸の用に供する不動産の取得・リフォームに係る資金（借換資金を含む）にはご利用いただけません。また、ろうきんローン返済のための資金にはご利用いただけません。
金利	固定金利： <u>年1.5%</u> 〔会員保証の場合は <u>年0.8%</u> 〕
保証 (会員保証以外)	○保証機関：一般社団法人 日本労働者信用基金協会 ○保証料：金庫が負担いたします。
その他	会員・金庫間で協定書の締結をお願いいたします。

※団体会員とは：中央労働金庫に出資いただいている次の団体をいいます。①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの。なお、対象とならない場合もございます。詳しくはお取引店までお問い合わせください。

以上